

資料編

1 計画の策定経過

| 年 月 日 | 実 施 内 容 |
|------------------------------------|---|
| 平成 26 年 12 月 12 日～ 12 月 26 日 | ・ 市民アンケート、福祉関係団体アンケートの実施 |
| 平成 27 年 7 月～8 月 | ・ 住民座談会の開催（6 地区） |
| 7 月 30 日 | ・ 第 1 回地域福祉計画審議会 （計画概要、アンケート調査結果報告、策定スケジュール） |
| 10 月 7 日 | ・ 第 1 回策定委員会・作業部会 （計画骨子案の検討） |
| 10 月 29 日 | ・ 第 2 回地域福祉計画審議会 （住民座談会の結果報告、計画骨子案について） |
| 11 月 25 日 | ・ 第 2 回策定委員会・作業部会 （計画素案の検討） |
| 12 月 10 日 | ・ 第 3 回地域福祉計画審議会 （計画素案について） |
| 平成 28 年 1 月 8 日～ 1 月 22 日 | ・ パブリックコメントの実施 |
| 2 月 2 日 | ・ 第 3 回策定委員会・作業部会 （パブリックコメントの結果、計画案の検討） |
| 2 月 19 日 | ・ 第 4 回地域福祉計画審議会 （パブリックコメントの結果、計画答申案について） |
| 2 月 19 日 | ・ 市長への答申 |

2 今治市地域福祉計画審議会 委員名簿

(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職 | 備考 |
|-------------|-----------|---------------------------|---------------------|
| 学識経験者 | 恒吉 和徳 | 聖カタリナ大学 人間健康福祉学部教授 | 会長 |
| | 上村 友希 | 今治明德短期大学 ライフデザイン学科講師 | |
| 医療、保健、福祉関係者 | 片上 修二郎 | 社会福祉法人 今治市社会福祉協議会 会長 | 副会長 |
| | 加藤 孝子 | 今治市民生児童委員協議会 副会長 | |
| | 木本 眞 | 今治市医師会 会長 | |
| | 富田 直明 | 愛媛県東予地方局 今治保健所 所長 | |
| | 柳原 能夫 | 今治市障害者団体連合会 副会長 | |
| | 新居田 利忠 | 今治市老人クラブ連合会 会長 | |
| | 川本 登倭子 | 今治市連合婦人会 会長 | |
| | 賀来 英芳 | 今治市老人福祉施設連絡協議会 会長 | |
| | 加藤 朋子 | 今治市地域包括支援センター美須賀・立花 センター長 | |
| | 菅 千代美 | 社会福祉法人 志々満保育園 理事長 | |
| | 公共的団体の代表者 | 結田 静夫 | 今治市連合自治会 社会福祉部会 部会長 |
| 大澤 博 | | 今治市小中学校長会 副会長 | |
| 近藤 健太郎 | | 今治市市民活動推進委員会 会長 | |
| 関係行政機関の役職 | 橋本 勝哉 | 今治市公共職業安定所 所長 | |

3 用語解説

あ行

アクティブシニア

団塊世代を中心に、自分なりの価値観を持つ元気な世代であり、年齢に関係なく仕事や趣味に意欲的で、社会に対してもアクティブに行動するシニアのことをいいます。

NPO（えぬ・ぴー・おー）

Non Profit Organization の頭文字の略で、直訳すると「非営利組織」「非営利団体」となり、一般的には、営利を目的とせず、社会のさまざまな課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものごの利益の増進のために活動する組織、団体をいい、組織化されたボランティア団体や市民活動団体を NPO といい、その中で法人格を取得したものが NPO 法人です。

「非営利」というと、対価を取らず無償で活動を行うといったイメージがありますが、「利益」を分配しないということです。

か行

協働（きょうどう）

2以上の団体が共通の問題意識を持つ領域においてそれぞれが個別に活動するよりも高い効果を上げるために、相互の役割と責任を認識し、対等な立場のもとに連携又は協働し合う関係のことをいいます。

権利擁護（けんりようご）

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利を守り、援助者が本人に代ってその権利の表明を行うことをいいます。具体的な制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等があります。

さ行

在宅介護支援センター（ざいたくかいごしえんせんたー）

在宅でひとり暮らしの高齢者の方や、高齢者と同居している家族の日常生活の総合的な相談を受けたり、必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように、市役所や関係機関との連絡調整を行う機関です。

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性をもった活動です。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され（第 109 条・110 条）、それぞれの都道府県・市区町村において、住民と福祉事業関係者に幅広くかかわる民間組織として、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア支援等を実施しています。

この意味で、社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的役割を担う存在です。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度のことです。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行います。

た行

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるように、高齢者やその家族を医療、保健、介護及び福祉など様々な面で総合的に支援する機関です。

は行

バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者・障がい者等の人々が生活しやすい環境に整備しようという考え方のことをいいます。バリアには、段差等の具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念が含まれています。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

福祉教育（ふくしきょういく）

専門職養成のための福祉教育と、一般市民を対象とする福祉教育に分けられます。一般市民向けの福祉教育は、学校教育や生涯教育の分野で、福祉の理解や参加を目的として、時にボランティア活動も取り入れながら行われています。

福祉避難所（ふくしひなんじょ）

既存の福祉施設等を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者等、一般の避難所（学校の体育館等）では生活に支障を来す要配慮者に対してケアが行われるほか、ポータブルトイレ、手すりや仮設スロープ等のバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

や行

要介護認定者（ようかいごにんていしゃ）

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態にある人のことです。保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準で要介護認定を行い、認定を受けた者は介護保険制度による介護サービスを受けることができます。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「全てにわたり一般的な」という意味を持ちます。ユニバーサルデザインは、全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれています。



第2期今治市地域福祉計画

(平成28年度～平成32年度)

発行年月：平成28年3月

発行編集：今治市健康福祉部福祉政策課
〒794-8511

今治市別宮町一丁目4番地1

電話 0898-36-1525

FAX 0898-25-3757